

令和 7 年度韓国インフルエンサー等を活用した
誘客プロモーション業務仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度韓国インフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務

2 事業の目的

インターネット普及率が高く、9 割以上が SNS を利用している韓国市場では、旅先選定の情報収集においても SNS が主要な情報源となっている。

徳島県では、令和 6 年 12 月から、徳島と韓国を結ぶ国際定期便が就航したが、未だ韓国の SNS 上で徳島県の露出が少なく、旅先として認知されていない。

本事業では、韓国のインフルエンサーを活用し、徳島県の認知度を向上させるとともに、SNS ユーザーからの意見も取り入れ、徳島ならではの魅力的な観光コンテンツを発掘・発信することで韓国からの観光誘客を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

4 ターゲット

訪日旅行のリピーター層であり、小都市への訪問意欲が高く、旅先選定について SNS を活用し、嗜好や好みに合った場所を自ら探して決定する韓国の MZ 世代とする。

5 委託業務内容

(1) インフルエンサーを活用した情報発信の企画・運営

「4 ターゲット」が情報収集に利用する SNS において影響力を有するインフルエンサーを選定し、観光コンテンツを発信することで、徳島県の知名度や魅力度を向上させ、誘客を推進するための企画・運営を行うこと。なお、企画・運営に当たっては次の点に留意すること。

ア インフルエンサーの選定

ターゲットに対して影響力のあるインフルエンサーを 30 名以上選定すること。選定に当たっては、プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提示すること。なお、契約予定期間内で招聘が可能であると確認が取れたインフルエンサーを選定することとし、契約後に選定したインフルエンサーを起用できなくなった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。

イ インフルエンサーの招聘・発信

選定したインフルエンサーを 30 名以上、徳島県に招聘し観光コンテンツの発信を行うこと。なお、受託者は招聘に係る旅費、滞在経費、通訳等の一切の

経費について負担するとともに、発信内容や発信に必要な許諾等の全般について管理監督を行うこと。

ウ インフルエンサーの招聘・発信に係る独自提案

招聘したインフルエンサーが情報発信を行うにあたり、より多くのターゲットに訴求するための独自提案を企画・運営すること。なお、独自提案は予算の範囲内で何件提案しても構わない。

(2) SNSユーザー参加型情報発信の企画・運営

インフルエンサーが情報を発信するだけでなく、情報を受け取ったSNSユーザーが参加できる双方向の取組を実施することで、徳島旅行に対する興味・関心を高めるための企画・運営を行うこと。

(3) 徳島ならではの旅行商品の造成・販売

上記(1)及び(2)で得られた知見を生かし、韓国人観光客が魅力を感じる徳島ならではのテーマを設定した旅行商品を造成し、販売につなげること。

(4) 事業の成果把握

上記(1)から(3)で実施する施策に対する成果指標(KPI)を設定すること。なお、「発信内容の閲覧数」「コンテンツの発信件数」「ユーザー参加者数」「旅行商品の造成件数」は必須のKPIとして設定すること。

6 進捗報告

- ・業務についての進捗報告は随時行うこと。
- ・業務実施後に実施内容や成果について資料にまとめて報告を行うこと。
- ・報告内容について、委託者が不足と判断した場合には、修正を指示することがある。
- ・修正後の報告についても契約期間内に終わらせるようにすること。

7 報告書の作成

- ・事業報告書を作成し提出すること。事業報告書には、実施した事業の内容と成果、「5 委託業務内容(4)事業の成果把握」で設定したKPIに関する分析結果を含めること。
- ・上記の分析結果を踏まえ、韓国市場に対して翌年度以降に徳島県が行うべきプロモーションについての提言を行うこと。

【提出先】

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光誘客課プロジェクト推進担当

電話 088-621-2461

E-mail kankouyuukyaku@pref.tokushima.lg.jp

【提出期限】

令和8年3月31日(火)

【提出部数】

実績報告書（A 4 版カラー冊子） 3 部、電子媒体（データ可） 1 部

8 業務実施にあたっての留意事項

- （１）委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。
- （２）本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- （３）この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条の権利含む）については、原則として委託者に帰属させるものとする。
- （４）本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- （５）本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（業務者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- （６）本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。